

参考資料 1

埼玉県国民健康保険運営推進会議設置要綱

(目的)

第1条 国保運営に係る施策の実施のために、課題となる事項について、埼玉県と県内市町村、埼玉県国民健康保険団体連合会が定期的に協議を行い、共通認識の構築を図り、埼玉県国民健康保険運営方針（以下「国保運営方針」という。）を着実に推進するため、埼玉県国民健康保険運営推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 推進会議は、前条の目的の達成に資するため、次の事項について意見交換等を行うものとする。

- (1) 国保運営方針において、市町村と協議することとされている、国保運営方針の推進、財政運営の健全化、事務処理標準化の推進、保健事業の推進、その他国保運営に係る事項に関すること
- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の2に基づく国保運営方針の策定に関すること

(構成)

第3条 推進会議は、埼玉県保健医療部国保医療課長、県内市町村国民健康保険主管課長及び埼玉県国民健康保険団体連合会事務局長で構成する。

(運営)

- 第4条 推進会議は、埼玉県保健医療部国保医療課長が招集し、主宰する。
- 2 埼玉県保健医療部国保医療課長は必要があるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

- 第5条 国保運営に係る施策の実施のために、個別事項について意見交換等を行うため、ワーキンググループを設置することができる。
- 2 ワーキンググループの設置、構成等については、推進会議において定める。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、埼玉県保健医療部国保医療課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、推進会議において定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県市町村国保広域化等推進会議設置要綱については、平成30年3月31日をもって廃止する。